



回												
覧												

令和7年8月
福知山市役所 秘書広報課

広報ふくちやま8月号お詫びと訂正について

広報ふくちやま8月号（P.19上段）の掲載内容に誤りがございました。訂正箇所は以下のとおりです。お詫びして訂正申し上げます。

「不足額給付金のお知らせ」調整給付金専用コールセンターの電話番号
【正】0773-48-9228

正しい記事は以下のとおりです

定額減税しきれなかった人への給付金 不足額給付金のお知らせ

問 税務課 (TEL 24-7024 FAX 23-6537)

8月12日からは調整給付金専用コールセンターへ (TEL 48-9228 FAX 23-6537)

▶ コールセンター開設期間 8月12日(火)から11月28日(金)8時30分～17時(11月1日からは平日のみ)

● 給付金1 (本来の定額減税しきれない額が給付額を上回った場合)

対象者	給付額(*1)	申請方法
2023年所得にて見込みで支給した調整給付金では2024年所得にて確定した定額減税しきれない額(不足額)に満たない人	本来の不足額 — 昨年度給付額 = 給付額	9月上旬頃確認書が届くので10月31日までに要返送

● 給付金2 ⇒ 定額減税の対象とならなかった人
(所得が48万円超えか事業専従者のため定額減税の対象外となるような場合)

対象者	給付額(*1)	申請方法
2023、2024年所得が本人としても扶養親族としても定額減税対象外の人	4万円(*2)	申請期間 9月11日から 10月31日まで 福知山市が把握できる人は、 9月上旬頃確認書が届くので 10月31日までに要返送
2023年所得に見込みで調整給付金の一部を受給し、2024年所得では本人としても扶養親族としても定額減税対象外の人	定額減税額 — 昨年度給付額 = 給付額	
2023年所得⇒住民税定額減税対象 2024年所得⇒所得税定額減税分が対象外	3万円	
2023年所得⇒住民税定額減税分が対象外 2024年所得⇒所得税定額減税対象	1万円	

*1 1万円単位で切上げ

*2 2024年1月1日時点で国外居住の場合、3万円

【お問い合わせ先】

〒620-8501 京都府福知山市字内記 13-1
福知山市役所 秘書広報課 広報広聴係
電話番号：0773-24-7000